

放課後児童健全育成事業の修正

②放課後児童健全育成事業の後に次の項目を追加する。

●放課後子ども総合プラン事業

文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを目的に平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。この中で、全国すべての小学校区（約2万か所）において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施することを目標としています。また、各市町村は、改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針により、上記目標達成に向けた内容を盛り込むこととなっています。本市では、これを受けて次のような内容で取り組んでいきます。

概要	
対象	放課後子ども教室を開設している小学校区の1年生から6年生まで
内容	市内13小学校区のうち4か所の小学校区でそれぞれの地域の実情に合わせた放課後子ども教室を実施しています。家庭、地域、学校、行政が連携し、地域の大人の見守りの中、自由に遊べ、学べる場所を提供しています。

■事業実績

項目	平成25年度	平成26年度	小学校区
小学校区	12	13	平成26年4月1日城山台小学校開校
開設教室数	4	4	相楽台・高の原・棚倉・南加茂台（公民館）
一体型教室数	3	3	相楽台・高の原・棚倉

※一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校区内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

■放課後子ども教室の整備計画

○実施を希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。

■一体型教室の見込量

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を、平成31年度までに50%整備することをめざします。

確保方策

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施について、各小学校区の協議会を活用し、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう定期的に協議します。

○放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の小学校の余裕教室の活用を図ります。

○運営委員会を設置し、教育委員会と福祉部局の連携の強化を図ります。

■関連して修正等をおこなう箇所

関連箇所	内容
54 ページ	修正 京のまなび教室推進事業（放課後子ども総合プラン）の推進
105 ページ	削除 カ行 【京のまなび教室推進事業】 京都府は国の「放課後子どもプラン」を受け、京都府独自の「京のまなび教室」として発足し、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境の向上を図るため、各市町村に補助をつけながら開催を促しました。